

東京通信大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 東京通信大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、幅広い職業人養成教育、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点としての機能を果たすとともに、時代が求める教養を兼ね備え、社会的課題を発見し解決に向けて積極的に取り組み、地域に貢献できる人材を、社会に送り出すことを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的・使命を果たすため、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行う。

2. 自己点検及び評価に関する事項については、別に定める。

(教育・研究の資質の維持と向上)

第3条 本学は、常に教育の内容及び質を維持し、さらに改善し、向上させるための組織的な研究を実施するものとする。

2. 教育と研究の資質を改善、向上させるための研修等の実施については、別に定める。

第2章 学部学科及び修業年限

(学部学科)

第4条 本学に次の学部学科を置く。

(1) 情報マネジメント学部 情報マネジメント学科

(2) 人間福祉学部 人間福祉学科

2. 学部学科の目的は、次に定めるものとする。

(1) 情報マネジメント学部 情報マネジメント学部には、情報マネジメント学科を置き、21世紀型の市民的教養としての情報技術と、マネジメントの諸知識と技法を活用し、21世紀の知識基盤社会における複雑かつ多様な諸課題を発見・理解・解決する能力を有する人材を育成する。

(2) 人間福祉学部 人間福祉学部には、人間福祉学科を置き、複合・複雑化した保健、医療、福祉の課題を把握し、医療的ケアと福祉サービスの双方を必要とする要支援者とその家族への相談支援の力と、多機関・多職種連携の担い手としての素養を身につけ、住民同士の支え合い活動を推進する力量を備えた福祉人材を育成する。

(修業年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。また、在籍期間は8年を超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は春入学者の場合、4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、秋入学者の場合、

3 学期開始日に始まり翌年 2 学期最終日に終わる。

2. 学年は 4 期に分ける。

(休業日)

第 7 条 休業日は毎年度に定めるものとする。

2. 学長が必要と認めるときは、休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日とすることがある。

第 4 章 学生等の種類

(学生等の種類)

第 8 条 本学が開設する授業科目の単位を修得することができる者は、正科生、科目等履修生とする。また、聴講生及び特修生は単位を修得できないが授業を受講できる者とする。

2. 正科生とは、本学を卒業することを目的として入学する者をいう。

3. 科目等履修生とは、単位修得を目的とし本学の授業科目を受講する者をいう。

4. 聴講生とは、本学の学生以外の者で、単位修得を目的としないで本学の授業科目を受講する者をいう。

5. 特修生とは、大学入学資格を有さず、授業科目を履修する者をいう。

第 5 章 学生の定員及び入学等

(入学資格)

第 9 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、1 8 歳に達した者

(編入学)

第10条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者（学校教育法第104条第7項に定める独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学位を授与された者を含む。）又は大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - (5) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者
2. 編入学後に在籍すべき期間は、卒業もしくは修了した前項各号に掲げる学校及び課程における修業年限に相当する年数又は在籍していた年数のうち3年以内の期間を控除した期間とする。
3. 編入学を許可された者（以下「編入生」という。）の在籍期間は、前項により控除された期間を合わせて8年を超えることができない。

（入学定員及び収容定員）

第11条 本学の定員を次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
情報マネジメント学部	情報マネジメント学科	850名	300名	4,000名
人間福祉学部	人間福祉学科	400名	200名	2,000名

2. 欠員のある場合には、2年次及び4年次に編入学することを認めることができる。

（入学時期）

第12条 本学の入学及び編入学の時期は、毎年、春入学は4月、秋入学は9月または10月とする。ただし、特別な場合は、他の月での入学を認めることができる。

（志望者の出願）

第13条 本学に入学を志願する者は、本学が別に定める選考料を添えて所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。

2. 選考料の納入等に関し、必要な事項は、別に定める。

（合格者の決定）

第14条 入学志願者に対して、本学は別に定める選考を行い、教授会の意見を聴いた上で、学長が合格者を決定する。

2. 入学志願者の選考方法については、別に定める。

（入学手続）

第15条 本学の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 選考の結果、学長が入学を許可した者で、本学に入学しようとする者は、許可した日から指定日以内に、別に定める入学金を添えて提出する。
- (2) 納付された入学金は、返還しない。
- (3) 授業料その他規定費用に関しては、入学金納付後、指定日以内に納付する。

(入学許可)

第16条 学長は、前条の規定により入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

第6章 休学、復学、再入学、転入学、転学部、留学、退学及び除籍等

(休学)

第17条 正科生は、学期を単位として、届出により休学することができる。ただし、正科生が未成年者の場合は、保証人による連署の届出により休学することができる。

2. 休学期間は、通算して2年間を超えることができない。
3. 休学期間中は、届出により、学期の始めに限り復学することができる。
4. 休学期間は、第5条に規定する修業年限に算入しない。
5. 休学期間中であっても、学籍管理料は本学所定の期日までに納めなければならない。

(復学)

第18条 前条の者が復学しようとする場合は、届け出て学長の許可を受けなければならない。

2. 復学を許可された者は、休学期間に応じて復学する学科の学費を免除する。

(再入学)

第19条 退学者が再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いた上で、学長がこれを許可することがある。

(転入学)

第20条 他の大学に在籍している学生で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のがある場合に限り、選考の上、転入学を許可することができる。

2. 第10条第2項及び第3項の規定は、転入学を許可された者に準用する。

(転学部)

第21条 他の学部への転学部を志願する者は、定員に余裕のある場合に限り、選考の上これを許可することがある。

2. 転学部した者の在学期間には、元の学部の在学期間の全部または一部を算入することができる。

(留学)

第22条 外国の大学等に留学を志願する者は、あらかじめ学長の許可を受けるものとする。

2. 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に通算することができる。

(転学)

第23条 他の大学に転学しようとする者は、その事由を記し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、その事由を記し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は教授会の意見を聴いた上で、除籍することができる。

- (1) 本学が定めた指定日まで授業料等の納付を怠り督促しても納付しない者
- (2) 第5条に定める在籍期間を超えた者
- (3) 第17条に定める休学期間を超えた者
- (4) 学生が死亡した場合

第7章 授業科目、履修方法、試験及び成績の評価

(授業科目)

第26条 授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目とする。

2. 授業科目及び単位数は、別に定める。
3. 授業科目の履修方法に関する事項は、別に定める。

(履修方法)

第27条 授業科目の履修方法は、メディアを利用した授業（以下「メディア授業」という。）、面接授業（以下「スクーリング」という）、印刷教材等を使用した通信授業（教材配布、質疑応答、課題回答、添削指導）、その他適切な方法によって行う。

(単位数の計算方法)

第28条 単位の計算方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) メディア授業及びスクーリングは、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15～30時間の授業をもって1単位とする。ただし、実習を行う科目については、30～45時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 印刷教材等を使用した授業については、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(試験)

第29条 授業科目修了の単位認定は、所定の授業回数の3分の2以上の出席を前提とし、メディア授業で行われる小テスト、メディア授業における掲示板の質疑応答、スクーリングの質疑応答、筆記試験（単位認定試験）、レポート課題の中から科目毎に適切な方法を組み合わせることとする。

(成績の評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C及びFとし、S、A、B及びCを合格とする。

(他大学等の授業科目の履修)

第31条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において修得した授業科目の単位を、60単位を超えない範囲で本学において修得した単位と認めることができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学で修得した授業科目の単位認定に際しても準用する。

3. 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 学長が教育上有益と認めるときは、大学設置基準第29条第1項に基づき文部科学大臣が定める大学以外の教育施設等において、学生が行う学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3. 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(既修得単位の認定)

第33条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生の制度により修得した単位を含む)及び前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2. 前項により認定できる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、第31条及び前条によりみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3. 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(資格)

第34条 各種資格取得及び受験資格の取得のために履修が必要な科目については別に定める。

なお、社会福祉士国家試験受験資格と精神保健福祉士国家試験受験資格については、福祉系資格に関する規程で定める。

第8章 卒業及び学位授与

(卒業要件)

第35条 本学に正科生として4年以上在学し、別に定める卒業要件を満たした者には、教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。

(卒業時期)

第36条 卒業時期は、4年以内で別に定める卒業要件を満たした者は4年の最終学期の最終月に卒業日を設定し、そうでない者は卒業要件を満たした学期の最終月に卒業日を設定する。
資格科目の履修に伴う卒業については別に定める。

(学位)

第37条 本学を卒業した者には以下の学位を授与する。

(1) 情報マネジメント学部 情報マネジメント学科： 学士（情報マネジメント）

(2) 人間福祉学部 人間福祉学科： 学士（人間福祉）

2. 学位及び学位の授与については、別に定める東京通信大学学位規程による。

（早期卒業）

第38条 第35条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者が、卒業要件の単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、早期卒業することができる。

2. 本学に2年在学し、2年次修了時点において84単位以上を優秀な成績で取得している者で、早期卒業を希望する場合は、2年次修了時点で申し出て、所定の審査を受けること。

第9章 賞罰

（表彰）

第39条 学生として顕彰に値する行為があった者は、学長が教授会の意見を聴いた上で、表彰することがある。

（懲戒）

第40条 学長は、本学の学則もしくは規程等に反し、または学生の本分に反する行為があった者を懲戒に処することができる。

2. 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 成業の見込みがないと認められた者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第10章 選考料、入学金及び授業料等

（授業料等）

第41条 選考料、入学金及び授業料等の金額は、別に定める。

（授業料等の納付）

第42条 選考料、入学金及び授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。

（納付した授業料等の取扱い）

第43条 納付した選考料、入学金及び授業料等は返還しない。

2. 選考料、入学金及び授業料等の取扱いに関する事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生

（履修資格）

第44条 本学において開講する授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、収容定員に余裕がある場合に限り、本学の出願資格を満たす者を対象に、書類審査により選考し、科目等履修生として授業の履修を許可することができる。

2. 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(履修期間)

第45条 科目等履修生の在籍期間は1学期間とする。ただし、新たに登録の上延長を認めることができる。

(単位認定)

第46条 科目等履修生が、当該授業科目について単位修得試験を受け、これに合格したときは所定の単位を認定する。

第12章 特修生

(特修生)

第47条 満15歳以上で学ぶ意思のある者に本学における教育機会を提供するために実施する。教育に支障のない限り、所定の出願条件を満たす者を対象とし、生年月日を証明する書類を含む書類審査により選考し特修生として履修を許可することができる。

2. 特修生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 聴講生

(聴講資格)

第48条 本学の出願資格を満たす者を対象とし、本学において開講する授業科目の一部を聴講しようとする者があるときは、収容定員に余裕がある場合に限り、選考の上、聴講生として授業の聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講期間)

第49条 聴講生の在籍期間は、1学期間とする。ただし、新たに登録の上延長を認めることができる。

(単位の認定)

第50条 聴講した授業科目については、単位を授与しない。

第14章 履修証明プログラム

(履修証明プログラム)

第51条 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習機会を広く提供するため、学校教育法第105条に規定する課程として履修証明プログラムを開設することができる。

第15章 公開講座等

(公開講座等)

第52条 本学は、広く地域・社会に対し学習の機会を提供するとともに、一般市民の教養を高め文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

第16章 教職員組織

(職員の種類)

第53条 学校教育法第92条の定めに従い、本学に、学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び職員その他必要な教職員を置く。

2. 学長は、本学の校務をつかさどり、本学教職員を統督する。

(副学長)

第54条 本学に、副学長を置くことができる。

2. 副学長は、学長の職務を助ける。

(学部長)

第55条 学校教育法第92条の定めに従い、本学の各学部に、学部長を置く。なお、学部を構成する学科に学科長を置くことができる。

2. 学部長は、学部に関する事項を、学科長は学科に関する事項を統括する。

(事務組織)

第56条 本学に事務組織として管理部を置く。

第17章 教授会等

(教授会)

第57条 本学に、各学部の教授会を置く。

2. 教授会に関する事項については、別に定める。

(委員会)

第58条 本学に、大学運営に必要な専門委員会を置くことができる。

2. 委員会に関する事項については、別に定める。

(大学評議会)

第59条 本学に、教学にかかわる全学的に重要な事項を審議することを目的とする大学評議会を置く。

2. 大学評議会に関する事項については、別に定める。

第18章 附属施設及び附置組織

(図書館)

第60条 本学に、図書館を置き、図書館長を置くことができる。

2. 図書館長は、図書館に関する事項を主管する。図書館に関する事項については、別に定める。

(附置組織・機関)

第61条 本学に、以下の全学的な附置組織・機関を置く。

- (1) メディア教育支援センター
- (2) アドミッション・センター
- (3) キャリア・サポートセンター

(4) 学生支援センター

2. 附置組織・機関に関する事項については、別に定める。

第19章 雑則

(施行の細目)

第62条 この学則に定めるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他実施について必要な細目は学長が別に定める。

(改廃)

第63条 この学則の改廃は、大学評議会の審議を経て理事会に提案して、理事会が決定する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。